資料3-1

特定保健指導の実施要領等の変更点等について
～第4期制度改正にむけて～

令和6年2月

全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

1. 第4期制度改正に伴う変更点の追加

① 評価体系の見直しに伴う取扱い
② 初回面談の分割実施の条件緩和に伴う取扱い
③ 委託先実施機関における対象者に設定した個人目標の報告
④ 特定保健指導開始後に服薬（受療）を開始した者の取扱い
⑤ 第4期で定められた取扱いの適用時期

2. その他の変更点

① 特定保健指導の利用案内に係る優先期間の標準化
② LINEを含むSNS(ソーシャルネットワークサービス）の取扱いの明確化
③ 委託実施機関における共同利用の取扱いに対する具体的手順の追加

1. 第4期制度改正に伴う変更点の追加

① 評価体系の見直しに伴う取扱い
② 初回面談の分割実施の条件緩和に伴う取扱い
③ 委託先実施機関における対象者に設定した個人目標の報告
④ 特定保健指導開始後に服薬(受療)を開始した者の取扱い
⑤ 第4期で定められた取扱いの適用時期

2. その他の変更点

① 特定保健指導の利用案内に係る優先期間の標準化
② LINEを含むSNS(ソーシャルネットワークサービス)の取扱いの明確化
③ 委託実施機関における共同利用の取扱いに対する具体的手順の追加

① 評価体系の見直しに伴う取扱い

Ⅰ． アウトカム評価の導入

評価指標	ポイント数
２kg ・２cm	180P
１kg ・１cm	20P
食習慣の改善	20P
運動習慣の改善	20P
喫煙習慣の改善	30P
休養習慣の改善	20P
その他の生活習慣の改善	20P

アウトカム評価時の留意点

- 目標設定後２か月が経過していること
- 各行動目標につきポイントは１回のみ発生すること
- 節煙や減煙は禁煙のアウトカムになりません

① 評価体系の見直しに伴う取扱い

Ⅱ. プロセス評価における第３期と第４期制度改正の比較

早期初回面接
によるポイント
健診当日：20P
健診後1週間以内：10P

第３期

	基本的なポイント		必要最低ポイント	上限
個別支援A	5分	20P	40P	120P
個別支援B	5分	10P	10P	20P
グループA	10分	10P	40P	120P
電話支援A	5分	15P	15P	60P
電話支援B	5分	10P	10P	20P
電子メールA	1往復	40P	40P	
電子メールB	1往復	5P	5P	

第４期

支援方法	最低介入量	ポイント
個別（ICT含）	10分	70P
グループ（ICT含）	40分	70P
電話	5分	30P
メール・チャット	1往復	30P

② 初回面接の分割実施の条件緩和に伴う取扱い

健診 → １．初回面接① → ２．初回面接② → ３．実績評価

１．は健診当日もしくは健診後１週間以内に実施

１．→２．は遅くとも３か月以内に実施

２．→３．は３か月以上の継続的な支援ののち実施

【早期初回面接におけるポイント】

・健診当日の初回一括実施は20P

・健診当日の分割１回目実施は20P

⇒分割２回目を1週間以内に実施してもポイントは発生しない。

・健診後１週間以内に初回面接を実施した場合は10P

実績評価は、目標設定から２か月以上経過後に可能です

③ 対象者に設定した個人目標の報告について

実施状況の報告に個人目標についての項目を追加しました

（事務処理要領P10「13 実施状況の管理及び報告（6）」）

下位目標を「達成出来た」とする基準をご本人と決める必要があります

具体的な目標設定が求められます

目標例

生活習慣	上位目標	下位目標
食事	肉料理を減らす	肉料理は、週〇日に減らす
	揚げ物の料理を減らす	揚げ物の料理は、週〇日に減らす
運動	近場の移動は徒歩や自転車にする	〇分以内の移動は、徒歩や自転車にする
	歩数を増やす	1日の歩数を〇分増やす

④ 特定保健指導開始後に服薬（受療）を開始した者の取扱い

○　第４期制度改正により、特定保健指導開始後に服薬を開始した（あるいは服薬していたことが分かった）対象者は、医師に相談のうえ、本人の意向も踏まえて途中終了と判断した場合には、実施率の分母（対象者）と分子（実施完了者）に含めないことが可能となりました。

○　本取扱いの対応として、令和６年４月から保健指導時における服薬確認の運用を開始します。

【事務処理要領　Ｐ５　／５業務手順　抜粋】

ウ　糖尿病等の生活習慣病に係る服薬（受療）（以下「服薬」という。）の有無の確認手順等については、以下のとおりとする。
・　特定保健指導を実施する際には、服薬の有無の確認を行うこと。
・　特定保健指導の契機となる健診受診後に服薬が判明した場合は、対象者を介する等の方法により、当該服薬の指導を行っている医師（以下「かかりつけ医」という。）に対し、特定保健指導の継続の要否を確認すること。

・　かかりつけ医が特定保健指導の継続を不要と判断した場合は、その旨を対象者と共有した上で、対象者の意向を確認すること。なお、対象者が特定保健指導の継続を希望する場合は、引き続き特定保健指導を実施すること。

・　対象者及びかかりつけ医が特定保健指導の継続を希望しない場合は、協会支部にその旨を連絡し、中断の可否について確認すること。また、実施しないこととなった場合は、実施済分までの請求を行うこと。

・　なお、対象者及びかかりつけ医の意向が確認できない場合は、特定保健指導を実施すること。また、実績評価時に意向が確認できた場合も、特定保健指導を実施すること（評価面談終了として請求する）。

④ 特定保健指導開始後に服薬（受療）を開始した者の取扱い

○　服薬（受療）の協会支部への連絡については、中断報告書を用いて行ってください

中断報告書の新様式については、３月上旬にお示しします

指導結果入力画面には「初回中断または中断」で入力し、中断理由を「服薬除外」と記載。薬剤名等を把握した際は備考欄への記入をお願いします

⑤ 第4期で定められた取扱いの適用時期について

健診受診日

～2024. 3. 31

2024. 4. 1～

第３期

第４期

「初回面接実施日」ではないことにご留意ください

1. 第4期制度改正に伴う変更点の追加

① 評価体系の見直しに伴う取扱い
② 初回面談の分割実施の条件緩和に伴う取扱い
③ 委託先実施機関における対象者に設定した個人目標の報告
④ 特定保健指導開始後に服薬（受療）を開始した者の取扱い
⑤ 第4期で定められた取扱いの適用時期

2. その他の変更点

① 特定保健指導の利用案内に係る優先期間の標準化
② LINEを含むSNS(ソーシャルネットワークサービス）の取扱いの明確化
③ 委託実施機関における共同利用の取扱いに対する具体的手順の追加

①
特定保健指導の利用案内に係る優先期間の標準化

○これまでお知らせしていた特定保健指導案内フロー

協会で
健診結果受領
- 健診結果受領後、順次案内開始

→

事業所へ
特定保健指導案内
- 事業所担当者から対象者に通知される

→

事業所と
面接日程調整

→

事業所で
特定保健指導初回面接実施

実施済み、実施予定者を除く

①
健診結果への初回面談実施済みの入力確認

②
実施予定者名簿（別紙２）
勧奨予定者名簿（別紙１）

③
特定保健指導実施明細報告書（別添様式３）

①
特定保健指導の利用案内に係る優先期間の標準化

○第4期からの特定保健指導の案内フロー

協会で
健診結果受領
- 健診結果受領後、順次案内開始

→

事業所へ
特定保健指導案内
- 事業所担当者から対象者に通知される

→

事業所と
面日程調整

→

事業所で
特定保健指導初回面接実施

健診後３か月は健診機関での実施を優先します

健診後3か月以上経過した初回面談実施時には（別紙３）「後日実施予約者名簿」の提出をお願いします

①
健診結果への初回面談実施済みの登録確認

②
（別紙２）実施予定者名簿
（別紙１）勧奨予定者名簿

③
（別添様式３）
特定保健指導実施明細報告書

② LINEを含むSNS(ソーシャルネットワークサービス)の取扱いの明確化

SNSの使用対象を明確化し、実施要綱および事務処理要領に明示しました

公表情報のみがSNSの使用対象であり、個人情報が含まれていなくても、公表情報以外は対象外となります。（要綱P6、事務処理要領P2）

〇

【SNSの使用が認められる事例】

委託先実施機関から対象者個人に、委託先実施機関のホームページ等で公表している内容を、LINEにより周知する。

×

【SNSの使用が認められない事例】

委託先実施機関から対象者個人に、対象者の氏名等の個人情報を載せずに、特定保健指導の日程調整を行う。

〈理由〉個人情報は含まれていないが、公表情報ではないため不可。

③ 委託実施機関における共同利用の取扱いに対する具体的手順の追加

○ 健診実施機関等が事業所に訪問して保健指導を実施する場合の共同利用の取扱いについては、事務処理要領の中で、現行「事業所に訪問して特定保健指導を実施する場合は、特定保健指導の対象者であること等の要配慮個人情報について、事業所と協会が共同利用しており、かつ対象者に対して当該取扱いを十分に周知している必要があることに留意すること。」と定めていますが、具体的な手順を追加しました。

【事務処理要領 記載内容・抜粋】

17 個人情報
個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年第57号）等関係法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底すること。
なお、事業所に訪問して特定保健指導を実施する場合は、特定保健指導の対象者であること等の要配慮個人情報について、事業所と協会が共同利用しており、且つ対象者に対して当該取扱いを十分に周知している必要があることに留意すること。具体的には、受託機関において、生活習慣病予防健診実施機関が保有する健診結果データを活用して対象者データを選定・案内する契約形態の場合、事業主、健診受診者の共同利用の可否を委託元の協会支部へ照会すること。

○ 事業所を訪問し特定保健指導を実施することを検討する場合は、当該運用を徹底いただくようお願いします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会　神奈川支部
保健グループ　保健指導チーム

グループ直通電話　045-270-9976